

中小企業・小規模事業者等の  
経営者様、ご担当者様

# 働き方改革、 出来ていますか

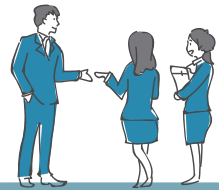


相談  
無料

「働き方改革関連法」の施行が順次始まっています。  
山梨働き方改革推進支援センターでは、就業規則の  
作成方法や賃金規程の見直し、労働関係助成金の活用  
など、『働き方改革』に関連する様々な労務管理上の疑問点  
について、無料で相談・支援を行っています。

来所相談・電話相談のほか、社会保険労務士等の専門家が  
会社にお伺いする訪問支援も行います。

2019年より順次法改正が適応されています



1

有給休暇  
年5日取得

(2019年4月1日施行)

2

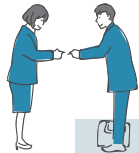
時間外労働の  
上限規制

(大企業2019年4月1日施行)  
(中小企業2020年4月1日施行)

3

同一労働  
同一賃金

2020年4月1日施行  
中小企業におけるパートタイム有期雇用  
労働法の適用は2021年4月1日施行



山梨働き方改革推進支援センターの支援内容

来所相談・電話相談

セミナー開催  
(講師、窓口相談派遣)

企業への専門家派遣  
(訪問相談サービス)

## 山梨働き方改革推進支援センター

〒409-3851 山梨県中巨摩郡昭和町河西 1232-1 2F

0120-755-455 <https://www.yamanashi-hatarakikata.jp/>



# 山梨働き方改革推進支援センター

〒409-3851 山梨県中巨摩郡昭和町河西 1232-1 2F

 0120-755-455

受付時間 平日 午前9時～午後5時

<https://www.yamanashi-hatarakikata.jp/>

相談  
無料

相談は無料です。最大6回まで訪問支援します。

働き方改革、  
出来ていますか

## 山梨働き方改革推進支援センター 訪問支援 FAX 申込書

FAX 番号 055-267-9004

(お申込み後、1週間以内にお電話でご連絡いたします)

貴社名		
ご担当者	所属/ 役職	お名前
所在地		
TEL		
FAX		
Mail		

ご訪問希望日時

オンライン相談希望

- 第1希望： 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時～
- 第2希望： 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時～
- 第3希望： 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時～

ご相談内容 ※複数可

- 同一労働同一賃金
- 基本給にかかる均等・均衡待遇 (職務分析・職務評価)
- 労働時間等の労務管理 (年次有休含)  生産性向上
- 人手不足等  助成金全般  しわ寄せに関する質問
- コロナ禍に関する支援策  テレワークに関する相談
- その他

具体的な相談内容について